

# 石巻市勤労者生活安定資金 融資の御案内

石巻市では、東北労働金庫と提携して中小企業に勤務する方に、生活安定確保のための資金の融資を行っております。

## ●融資対象者

市内に1年以上住所を有する中小企業<sup>(※1)</sup>の勤労者又は市内の同一企業に引き続き1年以上勤務している<sup>(※2)</sup>中小企業の勤労者で東北労働金庫の定める資格を有する方<sup>(※3)</sup>〔裏面参照〕

## ●融資条件及び資金用途

資金区分	一般生活資金	教育資金	自動車資金
融 資 額	100万円以内	300万円以内	200万円以内
償還期間	7年以内	10年以内 (5年以内の据置期間を含む)	7年以内
貸付利率	2.75%	1.45%	1.45%
資金用途	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の婚姻、出産、療養、葬祭、住居移転、住宅修理、災害復旧その他生活の安定のために必要な資金(旅行、趣味、家電等の物品購入、家具等の耐久消費財購入の費用)	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の学校等への入学又は在学その他教育に関連する必要な資金(書籍購入、塾、家庭教師、予備校、仕送り、居住(マンション、アパート、下宿等の敷金、礼金、家賃、水道光熱費)、留学、講座受講、通信教育、資格取得の費用)	勤労者及び同一世帯員(別居の被扶養者を含む。)の通勤に供する自動車の購入その他通勤に供する自動車に関連する必要な資金(車検、修理、保険、自動車運転免許取得、自動車に関連する備品(カーナビゲーション、カーオーディオ、タイヤ、ホイール等)購入の費用)

対象とならないもの：借金の返済、日常の生活費等

## ●添付書類

東北労働金庫が必要と認める書類<sup>(※4)</sup>〔裏面参照〕

## ●担保・保証

担保は不要です。原則として東北労働金庫指定の保証機関を利用させていただきます。  
保証料は不要です。

## ●申込先(取扱金融機関)

東北労働金庫石巻支店(☎0225-22-3355)

## ●お問い合わせ先

東北労働金庫石巻支店(☎0225-22-3355)

石巻市産業部商工課(☎0225-95-1111 内線3525)

(令和6年4月1日現在)

## ○融資対象者の条件及び必要書類について

### ※1 「中小企業」とは

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、組合又は有限責任事業組合は該当しません。

### ※2 「引き続き1年以上勤務している」とは

- ・正社員、派遣社員、契約社員で、引き続き1年以上勤務している方が該当します。  
(アルバイトは非該当)

### ※3 「東北労働金庫の定める資格を有する方」とは

- ・申込時の年齢が満18歳以上の方
- ・完済時の年齢が満76歳未満の方
- ・原則前年の税込み年収が150万円以上の方
- ・東北労働金庫の審査基準を満たす方

### ※4 「東北労働金庫が必要と認める書類」とは

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ・収入確認書類（源泉徴収票、住民税課税決定通知書、所得証明書等）
- ・勤務先・勤続年数確認書類（健康保険証等）
- ・使いみち確認書類（資金用途により異なりますので東北労働金庫石巻支店（☎0225-22-3355）に御確認ください。）
- ・その他資金用途により上記以外の書類が必要となる場合があります。

### 《利子補給制度》

石巻市勤労者生活安定資金融資制度を御利用いただく方に、（一社）宮城県労働者福祉資産協会より支払い利子の一部が補給される制度があります。

詳しくは東北労働金庫石巻支店（☎0225-22-3355）に御確認ください。